

4 書式について

「わから書き」か「分け書き」か

【問】 「わから書き」というのと「分け書き」というのとあります
が、どちらがよいでしょうか。

【答】 この二つとも戦前から使われていて、「分け書き」と
いうほうが簡単でよいという主張もありました。
いまのところ、どちらを使ってもよいわけです。

「わから書き」の種類

【問】 わから書きには、どんな方式をとったらよいでしょうか。

【答】 これまで、大別して、次の二つの方式がありますが、今日
のところでは、小学校の国語教科書には(1)のほうが採られて
います。

(1) これは 本だ。 (いわゆる文節主義)

(2) これ は 本 だ。 (いわゆる単語主義)

Kore wa hon da.

ローマ字文では、古くは文節主義のものもありましたが、
(キリストン文献)、今日ではすべて単語主義です。それは
文字の数にもよることと思われます。

わきてん

【問】 文字のわきに、ふりがなのように点や丸をつけるのを何といいますか。

【答】 漢語では「傍点」「圈点」というところですが、それをやさしく「わきてん」「わきまる」といいます。たとえば「傍点筆者」を「わきてん筆者」というように。
なお「傍線」は「わきせん」です。

ブ レ ツ

【問】 “——” の記号は何といいますか。文部省の「くぎり符号の使ひ方(案)」にも見えませんが。

【答】 印刷のほうでは「ブレツ」といいます。英語の brace からきたものだということです。

昔の人は、漢字の「一」を、その形の上から「けいさんかんむり」または「なべぶた」といいましたが、その流儀でいえば、たとえば「ふかしなべのふた」とか「くくり」とかというところでしょう。

5 ローマ字について

【問】 日本政府は約50年前に法令によって日本語の書き方をローマ字化したということをきいておりますが、わが国でもローマ字問題について非常な関心をもっておりまます。ついては貴国の経験された文字改革の詳細を承知いたしたく、もしこの問題に関する報告書が公刊されているなら、それを送ってくださいと希望します。

【答】 1 日本語は、現在、一般的に漢字と Kana（音節文字）とを混用して書き表わしています。

御書面によると、日本で約50年前にローマ字化を実施したと伝えられているように解釈されますが、その事実はありません。

ただし、日本語を書き表わす一つの方式としてのローマ字つづり方（すなわち、ローマ字による日本語の音節表記法）は決まっています。

御参考のため、別冊「ローマ字問題資料集」（国語シリーズ23）を送呈します。その中の69ページに、そのローマ字つづり方が掲載しております。

2 なお、御質問に応する直接の参考になるかどうかはよくわかりませんが、上記のローマ字つづり方が決まるまでの

経過の概要を別紙に記して、この手紙に添えておきます。

(別 紙)

日本におけるローマ字つづり方が決まるまでの

経 過 概 要

1 日本では、1860年代から、自国語の表記法に対する改良論が興り、これまで使っていた漢字を全廃して、かな1本にせよという説と、漢字もかなも全廃して、新たにローマ字を採用せよという説とが主張された。そして、その経過処置として漢字を節減せよと説かれた。

政府も、1872年、全国的な義務教育の実施に伴う教科書の編集にあたり、これまでの漢字の無制限な使用について厳に反省を加え、その節減事業に着手した。その後、幾多の曲折を経て、現在では、国民常用の漢字を1850以内の字種に限定している（注）。

注1：その決定までには、日刊新聞社では約4000～5000の字種を用意していた。

注2：新たに使用を限定した1850字の中で、特に881字を選び、これを義務教育（9か年）の期間中に、読み書きともにできるよう指導することが必要であると認めている。

以上は現実に即した改良方策の実施であるが、なにぶんにも文字のことであり、かつ現行の漢字かな混用文が、過去1世紀に近い義務教育を通して全国的に普及しているの

で、その改良事業も一に漸進の方針をとっている。

2 その間、1902年、文部省における国語調査委員会では、全面的にフォノグラムを採用すべきことを決議している。

(貴書に50年前うんぬんとあるのは、あるいはこの事実をさしているのではないかと、いちおう想像してみた。)が、そのフォノグラムというのは、Kana またはローマ字というのであって、そのいずれを専用するかということについては、まず両者の長短・得失を調査すべしということであった。

3 これよりさき1850年に、民間のローマ字団体で、日本語の基本音節の表記法を決めた。それは次の2原則によったものである。

(1) 母音字の音価は大陸式によること。

(2) 子音の表記法は英語式によること。

その結果、たとえば [tʃi] の音は “chi” とつづることとなった。これがいわゆる修正ヘボン式で、今日でも広く世界各国に知られているところのものである。

政府も、自然的に——というのは特に公式の声明などをしないで——この方式を対外的文書に用いてきた。

4 上記の修正ヘボン式に対して、それは音訳的——すなわち音声転写的——なものである。それよりも、むしろ日本語の音韻（フォネーム）および文法的性質を考慮して、独自の方式を立てるがよいという説が起り、しだいに内外

の学界を動かしてきたが、たまたま1928年、ロンドンで開かれた万国地理学会議において、日本地名のローマ字つづり方を一定されたいという希望決議が日本政府に対してなされたことを契機として、1930年、文部大臣を会長とする「臨時ローマ字調査会」が設けられた。そして、1936年に統一方式を議決し、翌1937年に政府はこれを公布した。それが別冊（上掲）の10ページ所載のものである。

第2次世界大戦後、文部省の国語審議会で再検討の結果、その方式と実質的にまったく同じ方式のつづり方を確認・決定して、あらためてこれを政府から公示した。それが別冊（上掲）の60ページ所載のものである。なお、これには使用上従来の慣例が許容されている。

5 最後に、現代日本語における標準的な発音に対し、上記の国定ローマ字つづり方と、いわゆる修正ヘボン式つづり方と違っているものを対照的に表示しておく。これによって、その国々の言語体系によって少なくとも2様の方式が成り立ち得べきローマ字表記法の立場があることが知られ、そこに、なんらかの参考となるものを貴書に対してお答えすることができるかと思うしたいである。

(発音) (修正ヘボン式のつづり方) (国定のつづり方)

[fu]	fu	hu
[tsu]	tsu	tu
[ʃi]	shi	si

[ʃa]	sha	sya
[ʃu]	shu	syu
[ʃo]	sho	syo
[tʃi]	chi	ti
[tʃa]	cha	tya
[tʃu]	chu	tyu
[tʃo]	cho	tyo
[dʒi~ʒi]	ji	zi
[dʒa~ʒa]	ja	zya
[dʒu~ʒu]	ju	zyu
[dʒo~ʒo]	jo	zyo

6 国語審議会について

【問】 国語審議会ではこれまでどんな問題をとりあげて調査審議してきましたか。

【答】 国語審議会のこれまでにしてきた仕事について、次に概略を述べてみましょう。

1 国語国字を改善することの必要は早くから論議されてきました。政府においてもこの問題の重要であることを認めて、明治以来、国語調査委員会（明治35年～大正2年）、臨時国語調査会（大正10年～昭和9年）などを置いて、国語国字について調査をしてきました。

ついで昭和9年、国語に関する文部大臣の諮問機関として官制による国語審議会が設置され、その後昭和24年文部省設置法の制定に伴って改組され、今日に至っています。

2 初め、国語調査委員会の時代においては、文字は音韻文字を採用することとし、かな・ローマ字等の得失を調査することをその方針として調査が行われたこともあります。

その後は、日常の言語生活を能率的にし教育上の負担を軽減するためには、漢字・漢語の整理とかなづかいの改定が必要であるところから、臨時国語調査会等を通じて、主として漢字の問題とかなづかいの問題について、その合

理的な解決をめざして調査審議が行われてきました。

3 昭和9年に国語審議会が設置されて以後も、その方針が継承されて審議が行われてきました。終戦後は、特に、漢字の字種・音訓・字体の無制限な使用と、時代の変遷に伴う音韻変化とから生じた国語表記上の困難が、国民の日常の社会生活を不便なものとしているとともに、学習上の負担ともなっていることが、大きな問題として取り上げられるに至りました。

国語審議会は、こういう現実に当面している問題を解決するため、昭和21年、「当用漢字表」(1850字)および「現代かなづかい」を議決答申し、ひきつづき昭和22年に「当用漢字音訓表」「当用漢字別表」(教育漢字881字)を議決答申し、さらに昭和23年「当用漢字字体表」を議決答申しました。

4 昭和24年に改組された国語審議会は、まず審議に先立ち「国語問題要領」(国語白書)を公けにして、当面解決を要すべき問題の所在を明らかにしますとともに、その審議方針を示し、審議に当っては世論の傾向を推察し、できるだけ実現可能な具体的方策を練ることを建前としました。

5 こういう立場から、制定後約10年を経た当用漢字表についてその妥当性を検討した結果、昭和29年、28字の出し入れをした「当用漢字表審議報告」(補正資料)を公けにし、当用漢字表が全体として妥当であることを明らかにし、こ

の案の具体的な内容の実施についても今後の研究にまつこととしました。

さらに、その目標や基盤の上に立っていっそう妥当性のあるものにしていくことが必要であるという立場から、当用漢字表の適用を円滑にする一つの方法として、昭和31年「同音の漢字による書きかえ」を公けにしました。また、法令用語について、その言いかえ書きかえを行って整理しました「法令用語改正例」を、昭和29年に建議しています。その直ちに実施可能のものについてはその実施かたを内閣法制局から各省庁に通知されました。

6 また、昭和31年には、「正書法について」という報告で、「現代かなづかい」について広く正書法の立場から検討を加えて、現行のものを妥当なものとして再確認し、その原則の適用上疑問のあるものに理論的解釈を与えました。

なお、正書法に連なる問題としまして、目下「送りがな」について審議を進めています。

7 国語審議会は、当用漢字表の審議に当って、固有名詞については法規上その他に関係しますので別に考えることとしました。が、漢字整理の一環として、まず、中国の地名・人名のかな書きの問題について審議し、昭和24年、「中国の地名・人名の書き方の表」を建議しました。

ついで、人名漢字の問題について審議し、社会習慣や特殊事情を考慮して、昭和26年、「人名漢字に関する建議」

(人名用漢字別表) を建議しました。これは、人名に用いる漢字として当用漢字のほかに加える漢字の建議であります。

また、地名の問題について審議し、昭和28年、「町村合併によって新しくつけられる地名の書き表わし方について」を建議しました。なお、国語審議会から昭和27年に建議された「公用文作成の要領」においては、地名の書き方について、「1 地名はさしつかえのない限り、かな書きにしてもよい。」という方針のもとに建議しています。

8 国語審議会は、官庁事務能率の増進を図るために、公用文の改善について審議し、昭和25年、「法令の用語・用字の改善について」を建議し、さらに昭和26年には「公用文改善の趣旨徹底について」と「公用文の左横書きについて」を建議し、公用文の具体的な改善の方法を示し、左横書きの促進について建議しました。

ついで、昭和29年には、「法令用語改正例」を建議し、具体的な法令用語の改善を図りました。(5 参照)

9 国語の改善は、文字の改善とともに、ことばの面からの改善が必要であり、ことに敬語が複雑でいろいろの問題を含んでおり、特に教育上の基準が必要あります。まず、敬語について審議し、昭和27年、「これからの中の敬語」を建議して、敬語の基準を示しました。ついで、話すことばの改善について、語い・語法にわたって審議し、昭和29年、

「標準語について」を報告し、また昭和31年には「話しことばの改善について」を建議し、ひきつづきこの問題について審議を続けています。

10 ローマ字のつづり方については、戦後、いわゆる訓令式・日本式・標準式が行われ、義務教育においてもこの3式のうちのいずれかが選定される状態であり、また一般社会においてもローマ字書きの必要と機会が多くなるにつれて、その单一化が要望されました。そこで国語審議会は、ローマ字つづり方の单一化について審議し、昭和28年に「ローマ字のつづり方」を議決し建議しました。ついでローマ字のわかつち書きについて審議し、昭和29年「ローマ字文のわかつち書き」を報告しました。また、ローマ字教育について審議し、昭和27年「国語教育におけるローマ字の取扱について」を報告し、ついで昭和29年には「国語教育におけるローマ字教育について」を報告し、ひきつづきこの問題について審議しています。

11 そのほか、外来語の書き表わし方について、昭和29年「外来語の表記」を報告し、また、かたかなとひらがなとの先習の問題に関連して正書法の立場から審議し、昭和30年「かなの教え方について」を報告しています。

12 以上のように、国語審議会は、将来を遠く見通しながらも現実の問題の解決に当り、当用漢字表・現代かなづかい等の一連の国語政策を樹立し、それらをいっそう合理化す

るよう努め、また話しことばの改善を図り、常に実現の可能性を考慮しながら、国語の簡易化のために審議しています。

国語審議会は、「国語問題要領」において審議の基準を明らかにし、その基準として、

- 1 義務教育を容易にできるかどうか。
- 2 一般の言語生活、特に文字の使用と理解とを能率化することができるかどうか。
- 3 公衆に対する言語として適用できるかどうか。
- 4 文化を創造したり受けついだりするのにどんな影響を与えるか。

という点を特に重視し、国語政策が公正妥当に実施されるように審議に当っています。

